



下水道法の届出は
提出しましたか？



公共下水道 事業者の皆様へ

下水道に接続している工場・事業場で、特定施設又は除害施設（汚水の処理施設）の設置や変更をする場合は、下水道法、下水道条例に基づく届出が必要になります。

神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

特定事業場

特定施設

汚水の処理施設

下水道法に基づく
特定施設の届出を行う
必要がある。

特定事業場には 当たらない事業場

除害施設

下水道条例に基づく
除害施設の届出を行う
必要がある。

Q1

水質汚濁防止法又はダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設の届出を提出すれば、下水道法の届出は不要ですか？

A1

法律が異なるので、下水道法の届出が別途必要になります。

Q2

なぜ、特定施設の届出が必要なのですか？

A2

特定施設の種類・構造、汚水の処理方法等を事前に審査し、悪質水が下水道に流入することを未然に防止するためです。

※下水処理場では、微生物の働きを利用して下水を処理しているため、処理には限界があります。つまり、どのような汚水でも下水道に流せるわけではありません。

「届出提出」や「具体的な相談」は、裏面の市町村下水道部局の窓口へお願いします。

届出・相談等の窓口一覧

| 市町村名 | 所属名 | 連絡先 |
|------|----------|---------------|
| 相模原市 | 下水道保全課 | 042-707-1908 |
| 平塚市 | 下水道経営課 | 0463-21-8785 |
| 藤沢市 | 下水道計画業務課 | 0466-50-8246 |
| 小田原市 | 給排水業務課 | 0465-41-1632 |
| 茅ヶ崎市 | 下水道河川総務課 | 0467-81-7204 |
| 秦野市 | 下水道施設課 | 0463-81-4111 |
| 厚木市 | 河川下水道総務課 | 046-225-2367 |
| 伊勢原市 | 下水道整備課 | 0463-92-4751 |
| 海老名市 | 下水道課 | 046-235-9618 |
| 座間市 | 下水道施設課 | 046-255-1111 |
| 南足柄市 | 上下水道課 | 0465-73-8051 |
| 綾瀬市 | 下水道課 | 0467-77-1111 |
| 寒川町 | 下水道課 | 0467-74-1111 |
| 大磯町 | 河川・下水道課 | 0463-61-41 00 |
| 二宮町 | 下水道課 | 0463-75-9116 |
| 中井町 | 上下水道課 | 0465-81-3903 |
| 大井町 | 生活環境課 | 0465-85-5011 |
| 松田町 | 環境上下水道課 | 0465-83-1227 |
| 山北町 | 上下水道課 | 0465-75-3645 |
| 開成町 | 都市整備課 | 0465-84-0321 |
| 愛川町 | 下水道課 | 046-285-2111 |

流域下水道関連市町域外については、各市町村の下水道担当窓口にお問合せください。

このチラシの内容に係る問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部
 下水道課流域下水道グループ
 TEL:045-210-6453



神奈川県PRキャラクター
 かながわキンタロウ